第3号様式(第4条、第5条及び第6条)

建築物(共同住宅)用

## 適合状況一覧表

この適合状況一覧表は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第5をもとに作成しており、数字(1~19や(1)(2)等)及び記号(アイウ等)は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第5の数字や記号に対応しています。

施設の区分	(	34 共同住宅	)	施設の規模(	)
バリアフリー法 対象施設	(		)	確認申請(	)

(横浜市で追加・対象規模の引き下げをしたものを含む)

※「建築物移動等円滑化基準」の凡例

同 左:指定施設整備基準と同じ規定

要確認:指定施設整備基準と異なるため、建築物移動等円滑化基準を確認

- : 基準なし

→ 対象となる整備項目にチェックをしてください。「適合・不適合」、「あり・なし」はいずれかに○をしてください。

整備項目			指定施設整備基準		建築物移 動等円滑 化基準※	備考
1	(1)	<ul><li>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化組 ばならない。</li></ul>				なけれ
移動		ア	建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室 までの経路	あり・なし	要確認	
等円滑化経路		イ	建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないとき は、道等。ウにおいて同じ。)又は住戸から当該車いす使 用者用便房までの経路	あり・なし	同左	
		ウ	建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室又は住戸までの経路	あり・なし	同左	
		工	建築物に、住戸を設ける場合 道等から当該住戸までの経 路	あり・なし	要確認	
		オ	(共同住宅のため基準対象外)			
		カ	(共同住宅のため基準対象外)			
	(2)	し、	動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただ 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合 この限りでない。	適合・不適合	同左	

整備項目		指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準※	備考	
	(1) 多	(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。				
2 敷地	ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合・不適合	同左		
内	イ	(共同住宅のため基準対象外)				
の通路	ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	あり・なし	要確認		
片片		(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	適合・不適合	要確認		
		a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設ける こと。ただし、通行動線上その他やむを得ず手す りを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	-		
		b 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	-		
		c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	-		
		d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	適合・不適合	_		
		e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75cm 以上85cm以下とすること。	適合・不適合	_		
		f (共同住宅のため基準対象外)				
		(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は 彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるも のとすること。	適合・不適合	同左		
		(f) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを 設けない構造とすること	適合・不適合	同左		
		(エ) 回り段でないこと。	適合・不適合	-		
		(オ) けこみ板を設けること。	適合・不適合	-		
		(カ) 段鼻には、滑り止めを設けること。	適合・不適合	-		
	エ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	あり・なし	同左		
		(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	適合・不適合 1/ 高さ cm	要確認		
		a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手 すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	-		
		b 手すりの高さは、75cm以上85cm以下とすること。	適合・不適合	-		
		c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	-		
		d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を 壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	_		
		(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	適合・不適合	同左		

<b>と</b> 構頁目	指定施設整備基準		建築物移 動等円滑 化基準※	備考		
	(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。					
	ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない 仕上げとすること。	適合•不適合	-			
	イ 幅は、140cm以上とすること。	適合·不適合 cm	要確認			
	ウ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けるこ と。	適合•不適合	同左			
	エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車い す使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、そ の前後に高低差がないこと。	適合•不適合	同左			
	オ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	あり・なし	同左			
	(ア) 幅は、140cm以上とすること。ただし、次に掲げる段 に併設するものにあっては、100cm以上とすること。	適合・不適合 cm 併設する・しない	要確認			
	a 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、 それぞれ10cmを限度として、ないものとみな す。)が、120cm以上	適合·不適合 cm	_			
	b けあげの寸法が、18cm以下	適合·不適合 cm	_			
	c 踏面の寸法が、26cm以上	適合·不適合 cm	-			
	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。	1/	要確認			
	(ウ) 高さが75cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高低差 cm 適合·不適合	同左			
	(エ) 2(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	適合•不適合	-			
	[2(1)エ(ア)に定める構造]					
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合•不適合	_			
	b 手すりの高さは、75cm以上85cm以下とすること。	適合•不適合	_			
	c 握りやすい形状とすること。	適合•不適合	-			
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を 壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合•不適合	-			
	(オ) 両側に、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部を設けること。	適合•不適合	-			
	カ 傾斜路の前後には、長さ150cm以上の水平部分を確保する こと。	適合•不適合	-			
	キ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通 行に支障がない構造の蓋を設けること。	適合•不適合	-			
	(3) 道等から利用居室又は住戸までの経路を構成する敷地内の通路によることが困難である場合における1の項(1)ア及び工並びに1の項(1)ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車為	(2)の規定の適				

整備項目		指定施設整備基準		建築物移 動等円滑 化基準※	備考
□ 3 駐		多数の者が利用する駐車場には、ア又はイに掲げる場合の区分に成める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。	れア又は~	イに定	
車場場		ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該 駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未 満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)	総駐車台数 台中 台		
	-	イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当 該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2 を加えた数	総駐車台数 台中 台		
		車築物の増築又は改築(用途の変更をして指定施設にすることを↑ 「増築等」という。)をする場合にあっては、(1)の規定にかかわ の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者∫ らない。	らず、ア又は	はイに掲げ	る場合
		ア 当該増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 (ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ (ア)又は(イ)に定める数	<b>適合・不適</b> 合	同左	
		(ア) 当該駐車場(当該増築等に係る部分に設けるものに限る。以下このアにおいて同じ。)に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(イ)において同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)	総駐車台数 台中 台		
		(イ) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を 加えた数(その数に1未満の端数があるときは、その 端数を切り上げた数)	総駐車台数 台中 台		
	-	イ 当該駐車場を設けない場合 1	商合•不適合	同左	
	(3)	車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	)		
		ア 幅は、350cm以上とすること。	商合•不適合	同左	
	_	世に取りること。	商合•不適合	同左	
		<u>C</u> 0	商合·不適合	-	
		(ア) 奥行きは、600cm以上とすること。ただし、2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500cm以上とすることができる。	商合•不適合	-	
		(イ) 水平な場所に設けること。	商合•不適合	-	
		(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又 は駐車している状態で見える位置に塗布すること。	商合•不適合	-	
		C 0	商合•不適合	同左	
		られていること。	商合•不適合	同左	
		(イ) 車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。	商合•不適合	-	
	,	車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす 使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなけ ればならない。	商合·不適合	同左	

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
4	移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。		
出入	(1) 幅は、80cm以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除 く。 適合・不適	合 要確認	
	(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上とすること。 適合・不適	合 _ cm	
	(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす 使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前 後に高低差がないこと。 適合・不適	合 同左	
	(4) 戸の横に幅30cm以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に 開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる 構造の場合を除く。 適合・不適	合 -	
5	<sup>(1)</sup> 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。		
廊下	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 適合・不適な	合同左	
等	イ 共同住宅のため基準対象外	-	
	(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるない。	ものでなけれ	ばなら
	ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない 仕上げとすること 適合・不適	<u></u>	
	イ 幅は、120cm以上とすること。	合 cm 同左	
	ウ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けるこ と。 適合・不適	合 同左	
	エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車い す使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、そ 適合・不適 の前後に高低差がないこと。	合 同左	
	オ 傾斜路の前後には、長さ150cm以上の水平部分を確保する こと。 適合・不適	<u></u>	
	カ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通 行に支障がない構造のふたを設けること。 適合・不適	合 <u>-</u>	
	キ 共同住宅のため基準対象外		
	ク 共同住宅のため基準対象外		

整備項目		指定施設整備基準		建築物移 動等円滑 化基準※	備考
6	<sup>(1)</sup> 多数の者が利用する階	段は、次に掲げるものでなければならな	٧١ <sub>°</sub>		
階段	ア 両側に、2の項(1 と。	)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けるこ	適合•不適合	同左	
	〔2の項(1)ウ(ア)	に定める構造〕	•		
	こと。たっ	すりは、段がある部分と連続して設ける ぎし、通行動線上その他やむを得ず手す ることのできない部分を除く。	適合•不適合	同左	
	b 握りやすい	<b>、形状とすること。</b>	適合•不適合	同左	
		端部には、傾斜部分となだらかに接続し 分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻 と。	適合•不適合	同左	
	と。ただ は、この	部分の手すりは、直線の形状とするこ し、建築物の構造上やむを得ない場合 艮りではない。	適合•不適合	同左	
		項斜部分の高さは、踏面の先端から75cm 以下とすること。	適合•不適合	同左	
	·	りため基準対象外			
	イ 表面は、粗面とし 	、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合•不適合	同左	
		周囲の部分との色の明度、色相又は彩度 により段を容易に識別できるものとする	適合·不適合	同左	
	エ 段鼻の突き出しそ ない構造とするこ	の他のつまずきの原因となるものを設けと。	適合•不適合	同左	
	オ 共同住宅のため基	準対象外	•	l l	
	カ 回り階段でないこ	₹.	適合•不適合	同左	
	キ けあげの寸法は、	18㎝以下とすること。	適合·不適合 cm	同左	
		cm以上とすること。	適合·不適合 cm	同左	
		に当たっては、手すりの幅は、それぞれ 、ないものとみなす。) は、120cm以上	適合·不適合 cm	同左	
	コ けこみ板を設ける	こと。	適合•不適合	同左	
	サ 段鼻には、滑り止	めを設けること。	適合•不適合	-	
	ビーが設けられている	頁に規定する基準を満たすエレベーター及 経路が確保されている場合にあっては、 合すれば足りることとする。		要確認	
	(3)(2)の規定に関わらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。				
		Eは、8の項に規定する基準を満たすエ 降ロビーが設けられている経路が確保 ては、適用しない。	適合•不適合	要確認	

整備項目	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準※	備考
	$oxedsymbol{igl}^{(1)}$ 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならた	<b>ジャン</b> 。		
7傾斜	ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	1/ 高さ cm	要確認	
路				
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合·不適合	-	
	b 手すりの高さは、75cm以上85cm以下とすること。	適合•不適合	_	
	c 握りやすい形状とすること。	適合•不適合	-	
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を 壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合•不適合	-	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 	適合•不適合	同左	
	ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	適合•不適合	同左	
	エ 共同住宅のため基準対象外		-	
	(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、ない。	次に掲げるもの	つでなけれ	ばなら
	ア 幅は、140cm以上とすること。ただし、次に掲げる階段に 併設するものにあっては、100cm以上とすること。	適合•不適合 cm	要確認	
		併設する・しない		
	(ア) けあげの寸法が、18cm以下	適合·不適合 cm	-	
	(イ) 踏面の寸法が、26cm以上	適合·不適合	-	
	(ウ) 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それ ぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。)は、 120cm以上	適合·不適合	-	
	イ 勾配は、12分の1を超えないこと。	適合·不適合 1 /	要確認	
	ウ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに 踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	適合·不適合 高低差 cm	同左	
	エ 2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	適合•不適合	-	
	[2の項(1)エ(ア)に定める構造]		ļ	
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合·不適合	-	
	b 手すりの高さは、75cm以上85cm以下とすること。	適合·不適合	_	
	c 握りやすい形状とすること。	適合·不適合	-	
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を 壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合•不適合	-	
	オ 両側に、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部を設けること。	適合•不適合	_	

整備項目		指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準※	備考
□ 8 H		動等円滑化経路を構成するエレベーター((2)に規定するもの。 。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければなら		この項にお	いて同
コレベー	ア	かごは、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便房又は 車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するこ と。	適合•不適合	要確認	
ターその他の昇	7	だし、床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター(当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分(非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く)の床面積の合計が5,000㎡以下である場合を除く。)のかご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とすること。	適合•不適合 cm	_	
機機	ウ	かごの奥行きは、135cm以上とすること。	適合•不適合 cm	同左	
		乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは 150cm以上とすること。	適合•不適合	同左	
		かご内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	適合•不適合	同左	
	カーエ	表示する装置を設けること。	適合•不適合	同左	
	+	設けること。	適合•不適合	同左	
	ク	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物における移動等円滑 化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるも のであること。	適合•不適合	-	
		(ア) かごの幅は、140cm以上とすること。	適合·不適合 cm	-	
		(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	適合•不適合	-	
	ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	適合•不適合	要確認	
	л 	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。  (ア) 点字 (イ) 文字等の浮き彫り (ウ) 音による案内 (エ) その他これらに類するもの	適合•不適合	要確認	
	サ	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声 により知らせる装置を設けること。	適合•不適合	要確認	
	シ	設けること。	適合•不適合	-	
	ス (a) な	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	適合•不適合	-	
	よべこ	動等円滑化経路を構成する令第19条第2項第6号の規定にり国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用するとができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定る構造としなければならない。	適合•不適合	同左	

整備項目		指定施設整備基準		建築物移 動等円滑 化基準※	備考
□9便所	場合等定用数	金に供する部分の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部の床面積。以下この項において同じ。)の合計が500㎡以上の建物にあっては、多数の者が利用する便所は、令第14条第1項の規こより国土交通大臣が定める配置の基準に従い、多数の者が利する階(同項の規定により国土交通大臣が定める階を除く。)の階こ相当する数以上設けなければならない。	適合·不適合	同左	
	その 築物 ばれ	数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て(のうち当該増築等に係る部分を有する階数に相当する数以上物で、当該便所を設けるものにあっては、そのうち1以上)ならない。ただし、増築等をする場合であって、当該増築等部分を含まないときは、この限りでない。	(床面積の合計) は、次に掲げ	が500㎡未 るものでフ	:満の建なけれ
	ア	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合•不適合	_	
	イ	便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が 容易に開閉して通過できる構造とすること。	適合•不適合	-	
	ウ	出入口の幅は、80cm以上とすること。ただし、便房が廊下等に直接面している場合はこの限りではない。	適合•不適合	_	
			cm		
	エ	次に掲げる洗面台を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	適合•不適合	_	
		(ア) 洗面器(乳幼児用のものを除く。)の両側(洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合に両側及び手前)に手すりを設けること。	適合•不適合	-	
		(イ) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	適合•不適合	-	
		(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90cm以下の位置から上方へ垂直に80cm以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについてはこの限りではない。	適合•不適合	-	
	オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に打	掲げるものである	ること。	
		(ア) 床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35 cm以下のものに限る。) その他これらに類する小便器とすること。	適合·不適合	同左	
		(イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児 用の男子用小便器を除く。	適合•不適合	-	
		(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせる こと。	適合•不適合	_	
		(エ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	適合·不適合	-	
	カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。	適合·不適合	-	
		(ア) 手すりを設けること。	適合•不適合	-	
		(イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる 構造とすること。	適合•不適合	-	
		(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。	適合•不適合	-	

整備項目	指定施設整備基準	建築物移 動等円滑 化基準※	備考
	(3) (1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上(当該階において多数の者が利用する部分の床面積が1万㎡を超える場合にあっては、令第14条第2項の規定により国土交通大臣が定める数以上)に、車寸使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けなければならない。ただし、車いす使用者が車いす使用者便房を利用する上で支障がないものとして同項の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	同左	
	(4) 多数の者が利用する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計の和をいう。)が1,000㎡未満の建築物で、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車いす使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けなければならない。	同左	
	(5)(3)及び(4)の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。 適合・不適合	_	
	ア 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に 設けること。 適合・不適合	-	
	イ 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。 適合・不適合	_	
	(ア) 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり(以下「L型手すり」という。)を設け、その反対側には可動式の手すりを設けるこ 適合・不適合と。	-	
	(イ) L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わ せること。	-	
	(ウ) L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70cm以上75cm 以下とすること。 適合・不適合	-	
	(エ) 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせる こと。 適合・不適合	-	
	(オ) L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25cm程 度とすること。 適合・不適合	-	
	ウ 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。 適合・不適合	_	
	(ア) 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離に なるよう設置すること。 適合・不適合	-	
	(イ) 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わ せること。	-	
	(ウ) 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。 適合・不適合	-	
	エ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空 間が確保されていること。	同左	
	オ 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗 面台を設けること。 適合・不適合	-	
	(ア) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。 適合・不適合	-	
	(イ) 洗面器の下端の高さは、床面から65cm以上70cm以下と し、車いす使用者の膝が入るようにすること。	-	
	(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90cm以下の位置から上方へ垂 直に80cm以上の長さで設けること。	-	

整備項目			指定施設整備基準		建築物移 動等円滑 化基準※	備考
		力	紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	適合•不適合	_	
		キ	非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	適合•不適合	-	
		ク	戸の横に幅30cm以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	適合•不適合	-	
			当該車いす使用者用便房の出入口の戸又はその付近に車い す使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	適合•不適合	1	
	(6)	きり	数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男 は、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならなレ		月の区別が	あると
		ア	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	適合•不適合	同左	
			(ア) 当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	適合•不適合	_	
			(イ) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	適合•不適合	_	
10 浴	(1)	当計	数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、 亥浴室又はシャワー室の床面は粗面とし、又は滑りにくい 料で仕上げなければならない。	適合·不適合	-	
室又は	(2)		の浴室又はシャワー室のうち1以上(男子用及び女子用の区は、次に掲げるものでなければならない。	<b>ご</b> 別があるときに	は、それぞ	れ1以
シャワ		ア	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	適合•不適合	-	
/   室		イ	車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が 確保されていること。	適合•不適合	_	
		ウ	出入口は、次に掲げるものであること。			
			(ア) 幅は、80cm以上とすること。	cm	-	
			(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、 かつ、その前後に高低差がないこと。	適合•不適合	-	
			高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けない こと。	適合•不適合	_	
		オ	浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	適合•不適合	_	

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
□ 13 標	(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示す 適合・不適何 あ次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	合 同左	
識	ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 適合・不適	合 同左	
	イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該 内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これ に適合するもの)であること。 適合・不適何	合同左	
	(2)(1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者 用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表 示しなければならない。 適合・不適な	合 -	
	(3)(1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施 設があることを表示する標識を設けなければならない。 適合・不適何	合 -	
□14 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	合 同左	
	ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの 色彩は、地色と対比効果があるものとすること。 適合・不適つ	合 — —	
	イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設 けること。 適合・不適	合 -	
	ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 適合・不適	合 -	
	エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照	<b>☆</b> -	
	オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう   適合・不適で	<u></u>	
	(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動 等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は 便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に 示すための設備を設けなければならない。	同左	
	アニター 適合・不適	合 同左	
	イ 文字等の浮き彫り	同左	
	ウ 音による案内	同左	
	エ その他これらに類するもの	同左	
	(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。 あり・なし	同左	

※「建築物移動等円滑化基準」の凡例同 左:指定施設整備基準と同じ規定要確認:指定施設整備基準と異なるため、建築物移動等円滑化基準を要確認

- : 基準なし